

災害用トイレの町内会等への貸付け要領

1 目的

川崎市が所有する災害用トイレ（以下「トイレ」という。）を川崎市内の町内会、自治会及び自主防災組織等（以下「町内会等」という。）へ貸付けし、町内会等が定期的にトイレの組立訓練をすることにより、災害時において迅速にトイレを組立て、適切に使用できることを目的とする。

2 貸付け条件

(1) トイレの貸付け希望がある町内会等は、次の条件を満たしているものとする。

ア 市内に存在する組織であること。

イ 市内に備蓄場所を所有していること。

(2) トイレの貸付け基数は、組織の構成員100人につき1基とする。

3 申込方法

トイレの貸付けを希望する町内会等は、災害用トイレの貸付け申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）により、川崎市長に申し込むものとする。

4 貸付けの決定

川崎市長は、提出された申込書の内容について貸付け条件に基づき審査の上、適合していると判断した場合は、貸付けを決定する。

5 覚書の締結

川崎市長は、貸付けを決定した場合、町内会等代表者との間で、貸付けに関する覚書（別紙）を締結するものとする。

6 報告の義務

トイレの貸付けを受ける町内会等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げるとおりその内容を川崎市長あてに報告する。

(1) 組立訓練を実施した場合 災害用トイレ組立訓練結果報告書（第2号様式）

(2) 貸付決定していた備蓄場所を変更する場合 災害用トイレ備蓄場所等変更届出書（第3号様式）

(3) 破損等が発生した場合 文書

(4) 貸付け解除を希望する場合 文書

7 損害の負担

備蓄中に生じた破損等の損害については、市の負担とする。ただし、その損害の発生が町内会等の責に帰すべき事由の場合は、町内会等の負担とする。

8 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は市と町内会等で協議する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

2 「災害用仮設トイレの町内会等への貸付け・備蓄要領」(13川環収第723号、平成13年11月15日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要領の覚書は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

(適用範囲)

4 旧要領において締結された覚書についても、報告の義務は適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

第1号様式

災害用トイレの貸付け申込書

年 月 日

(宛先)

川崎市長

名称

災害用トイレの貸付けについて、次のとおり申し込みます。

名 称	
構 成 人 員	世 帯 人
代 表 者 名	
代 表 者 住 所	
電 話 番 号	
備 蓄 場 所	

環境局記入欄

貸 付 番 号	貸付番号 第 号
受 付 日	年 月 日
現 地 調 査	年 月 日
決 定 日	年 月 日
機 種 ・ 基 数	基
担 当 者	
備 考	

※備蓄場所の案内図及び敷地内の配置図等を添付してください。

第3号様式

災害用トイレ備蓄場所等変更届出書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

名称

備蓄していた災害用トイレについて、次のとおり届出します。

団 体 名	
代 表 者 名	
代 表 者 住 所	
電 話 番 号	
変 更 理 由	
旧 備 蓄 場 所	
新 備 蓄 場 所	

環境局記入欄

貸付番号	貸付番号 第	号
受付日	年	月 日
現地調査	年	月 日
決定日	年	月 日
機種・基数		基
担当者		
備考		

※新しい備蓄場所の案内図及び敷地内の配置図等を添付してください。